

短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置の表

<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主であれば平成28年（2016年）分所得税から適用 ・ 法人であれば平成28年（2016年）10月決算（平成28年12月31日が土曜日であるため）から適用 ・ (注)〔〕書きは、加重される部分（50万円を超える部分）に対する加算税割合を表します。 		
加算税区分	期限後申告等があった日前5年以内に同じ税目に対して無申告加算税又は重加算税を課された（徴収された）ことの有無	
	無し	有り
無申告加算税	15%(20%)	25(30%)
重加算税（過少申告加算税に代えて）	35%	45%
重加算税（無申告加算税に代えて）	40%	50%